

久留米市人権教育・啓発基本指針とは、

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の責務として、

① すべての人の人権の尊重 ② 一人ひとりの能力・可能性が十分に発揮できる社会 ③ お互いの存在・人格を尊重し合いながら共に生きる社会づくりを目指し、久留米市の実態に即した人権教育・啓発に関する施策を推進するために策定したものです。

分野別 施策の推進

人権課題

同和問題

女性に関する問題

子どもに関する問題

高齢者に関する問題

障害者に関する問題

外国人に関する問題

HIV感染者等に関する問題

その他の問題

これらの課題は、人間の尊厳に関わる非常に重大な問題であり、その克服のためには、知識や理論による理解はもちろんのこと、日常生活の中で実際の行動に結びつく実践的理解として、私たち一人ひとりが人権感覚を身につけることが重要です。本市では、この課題解決に向け、市民や各種団体等とも幅広く連携、協力しながら、様々な角度から人権教育・啓発に取り組んでいきます。

あらゆる場における推進

就学 前 教育機関

地域や家庭と連携を密にし、日常生活についての基本的な事項について幼児が身につけることができるよう配慮した教育をおこなっていきます

学 校

学校教育活動全体を通して、様々な人権問題についての理解を促し、一人ひとりを大切にされた教育を推進していきます

家 庭

家庭教育に関する保護者への学習機会の充実を図るとともに、学習機会・相談窓口等の情報提供や体制の整備等、家庭教育を支援する取組みの充実を図っていきます

地 域

学習手法にも工夫をし、誰もがいつでもどこでも、人権について自ら学習できる機会や場の充実を図っていきます

企 業

研修実施の要請とともに、研修対象者に合わせた講師の紹介、研修教材の提供など、企業内研修の支援に努めていきます

市 民

関係法令や県・市の条例等を周知するとともに、学習機会を保障する体制づくりの充実強化を図り、人権教育・啓発を推進していきます

特定職業従事者に対する推進

市 職 員

職員一人ひとりが人権行政の推進者としての自覚と使命感を持ち、人権尊重の視点に立った業務を遂行するための効果的な職員研修を推進していきます

教 職 員

教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身につけることができるよう研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図っていきます

社 会 教 育 関 係 者

地域住民と密着しているため、人材教育研修の充実や啓発の推進に努めるとともに地域社会での人材教育を推進していきます

福 関 係 社 者

個人のプライバシーに関わる情報に触れることが多いため、出前講座や派遣研修の受入れなどを通じ、人権感覚高揚のための研修を推進していきます

医 関 係 療 者

医療等を通して患者のプライバシー等に接することも多く、患者の人権を尊重するための研修等を推進していきます

マ ス メ ジ ア 関 係 者

人権尊重の視点に立ったマスメディア活動が推進されるよう、関係者の自主的な人権教育への取組みへの要請、情報・資料の提供等に努めていきます

効果的な推進

人材の育成

市と校区の人権啓発推進協議会主催の研修会等への積極的な参加要請を行うなど、主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成を図っていきます

教材の開発

人権問題に興味を持ち、共感を呼び起こすような、新たな教材を開発していきます

啓発・学習 プログラムの 開発

既存の啓発指導者用のプログラムや手引書等を活用し、本市の実情に合わせた効果的な学習プログラムを開発していきます

啓発内容の 充実と 啓発手法の 拡充

自己啓発につながる研修内容を用いた啓発や活用しやすい教材の開発等のほか、様々な啓発媒体を積極的に活用していきます

情報提供の 充実・強化

地域や職域等に対し、広報紙、啓発冊子、インターネットなど、様々な手法を駆使し、情報提供等の充実・強化に努めていきます